

川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準細目

12川経農地第132号

平成12年10月4日

最近改正 平成30年3月20日 29川経農地第397号

- 1 川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準（以下「変更基準」という。）及び同細目における公共施設等とは、公園、緑地その他生産緑地地区施行令第1条各号に定める施設をいう。
- 2 変更基準1の（4）及び変更基準2における、生産緑地地区の要件を欠いた場合とは、川崎市生産緑地地区指定基準（1川経農第65号）（以下「指定基準」という。）1の（1）又は（2）に定める要件を新たに満たさなくなった場合をいう。ただし、平成4年から平成7年において、新たに都市計画決定をおこない生産緑地地区に指定したもののついては、川崎市生産緑地地区指定基準細目（8川経農第72号の2）5の（1）の規定は適用しない（指定後、同細目5の（1）の規定に適合するに至ったものを除く。）。
- 3 変更基準1の（3）及び2の（3）に規定する、やむを得ない理由により営農の継続が不可能であると認められる場合とは、変更基準1の（3）の場合においては、（2）に該当するもの、変更基準2の（3）の場合においては、（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。
 - （1）生産緑地地区の変更等により残された生産緑地地区が、形状の不整形、面積の過小等の理由により一団の農地等として継続的に営農していくことが困難となった場合
 - （2）生産緑地地区の指定の告示日以前に発生した指定申出者等の死亡又は故障により農地等の相続を受けた者から営農の継続ができない旨の意思表示があった場合
- 4 変更基準1の（2）及び2の（2）に規定する公共施設等の用に供された

場合における廃止又は縮小に係る都市計画の変更の時期は、都市計画施設にあっては都市計画法第59条の認可又は承認された場合及び当該施設の管理法に基づき整備する場合で当該施設の区域決定の公示が行われた場合とし、その他の公共施設等にあっては当該施設の管理者に帰属又は管理されることが確実になった場合に行うものとする。

5 変更基準3の(3)における概ね5年以内に整備が予定されている公共施設等の計画とは、既に基本構想、基本計画等が立案されており、その整備区域を明示することができるものをいう。

6 変更基準3の(3)における変更することが円滑な事業実施に資する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 位置、区域又は面積を変更することにより、公共施設等の整備区域にかかる生産緑地地区の面積が拡大する場合

(2) 一体的に利用可能な隣接農地を区域に含めることにより、良好な営農環境の維持と公共施設事業の進捗が可能となる場合

(3) 公共施設事業の代替地として取得した農地等について、指定基準を満たしている場合

附 則

(施行期日)

この基準細目は、平成12年10月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成15年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準細目は、平成30年3月20日から施行する。